

令和2年度共同募金配分金受配申請要領 (つながりをたやさない社会づくり事業費)

社会福祉法人愛知県共同募金会

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人と人が距離を取り、接触する機会を減らすことが求められたことで、我々の多くが、日常的にも誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さにあらためて気づかされました。

つながることが難しい中であっても、つながることをあきらめず、孤立、孤独の問題に対して取り組む活動や、さまざまなかたちで顕在化していく地域課題に対して取り組む活動を支援するため、社会福祉法人愛知県共同募金会（以下、「本会」という。）では共同募金の配分(助成)申請を募集します。

1. 対象団体

配分の対象となる団体は、以下の（１）から（５）までをすべて満たす団体とします。

- （１）営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を行う非営利団体であること。（法人格のない任意団体も可）
- （２）愛知県内に所在する団体であって、かつ、愛知県内で継続的に活動ができること。
- （３）団体の定款または会則・規約等、事業報告書、決算書、事業計画書、予算書を作成していること。
- （４）配分を受けて行った活動について、本会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。
- （５）市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。

2. 対象事業

（１）対象事業実施期間

次の期間内に実施、完了する事業とする。
令和2年12月1日～令和3年3月30日

（２）対象とする事業

新型コロナウイルス感染症の影響下で、日常生活に困難を抱える人たちを支援する活動や、つながりをたやさない地域づくりに取り組む事業。ただし、愛知県内で実施する事業とする。

活動例（参考）

- ・ひとり親家庭・ひとり暮らし高齢者や生活困窮家庭の支援のための見守りを兼ねた弁当・食材配付活動などの食卓支援
- ・衛生環境に配慮しながら実施する居場所づくり
- ・電話やネットを活用した相談支援活動、リモートによる学習支援活動等
- ・コロナ禍でのつながりを模索して活動している事例集約や共有のための研修
- ・コロナ禍の影響を受けて生じた社会的孤立や孤独を強いられている方への「新しい生活様式」に対応した見守り活動 など

(3) 対象とならない事業等

- ・営利のために行っていると見なされるもの
- ・対象としない経費
団体の運営費（職員給与、役職員への報酬）、事務所の維持費、新聞掲載やテレビCMなどへの広告に要する費用（新聞などへの折込料を含む）、交際費、接待費、雑費・予備費など用途が不明な経費
- ・その他、本会において不相当と認めたもの

3. 配分（申請）金額

1団体につき30万円以内（配分申請額は万円単位）。

事業に必要な額（活用できる範囲内の額）をご申請ください。なお、必ず配分決定するものではありません。減額または、配分対象外となる場合があります。

4. 受配申請書の提出

様式「令和2年度共同募金配分金受配申請書（つながりをたやさない社会づくり事業費）（以下、「受配申請書」という。）をご記入の上、「添付書類」に記載の関係書類を添付し、本会にご提出ください。（郵送可）

なお、申請にあたっては、「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」に規定している事項を満たしていることとします。

5. 受配申請書の受付期間

令和2年10月14日～10月30日 [必着]

6. 配分決定

- ・配分決定は、申請団体あてに通知を郵送します。（12月中旬予定）
- ・配分金は精算払いとします。
- ・配分決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び領収書のコピーを提出いただき、本会で確認のうえ送金します。
- ・報告書の様式は配分決定時にお示しします。
- ・活動実態が確認出来なかった場合は、配分決定を取り消す場合があります。
- ・配分決定した内容は、本会等ホームページで公開いたします。

7. 注意事項

- (1) 申請にあたっては、適切な内容でご申請ください。
- (2) 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還いただきます。
- (3) 本会へ提出した申請書の控えは、最低6年間保管してください。
- (4) 他の助成等への同一内容の重複申請はご遠慮ください。
- (5) 要望にお応えできない場合がありますので予めご了承ください。

8. 提出先、問合せ先

社会福祉法人愛知県共同募金会

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内

TEL 052-212-5528 FAX 052-212-5529